資料８

令和７年度第２０回庁議提案　審議・報告・その他
提　出　日：令和８年１月２０日
担当部・課：北上総合支所市民福祉課〔内線２０４〕
保健福祉部健康推進課　〔内線２４１８〕

① 件　　名

石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）の用途廃止について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）は、相川診療所の医師住宅として平成１５年度にへき地診療所施設整備費補助金を活用し建設された。平成２０年３月に相川診療所の医師が退職し、相川診療所は橋浦診療所に統廃合されたことにより、橋浦診療所の医師住宅として管理してきた。
平成２３年３月に発生した東日本大震災により、医師住宅の隣地に相川仮設住宅団地が整備されてからは、仮設住宅団地の集会所として平成３０年６月まで一時的に活用していた。
その後、橋浦診療所に勤務する医師による今後の利用も考えられたことから、引き続き医師住宅として管理してきたところであるが、これまでの利用はない。
【目的】
医師住宅として利用していない現状を踏まえ、石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）を廃止するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
石巻市診療所職員宿舎に関する規則（平成１８年規則第２２号）

【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕】
第３章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち
第４節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進
２　地域医療体制を充実させる

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成１６年	４月	相川診療所の医師住宅として供用開始
平成２０年	４月	相川診療所廃止に伴い、橋浦診療所の医師住宅として管理
平成２３年	１１月	相川仮設住宅団地の集会所として一時的に活用
平成３０年	６月	相川仮設住宅団地の廃止に伴い、集会所としての利用を終了
令和　７年	１１月	今後の利活用について関係課協議

⑤ 主な内容

廃止する施設の概要

１	名　　称	石巻市診療所職員宿舎（北上宿舎）
２	所 在 地	石巻市北上町十三浜字崎山４１番地２
３	設置年月	平成１６年４月
４	建物構造	木造平屋建て
５	敷地面積	９１７．００㎡
６	延床面積	９４．８１㎡

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】
施設の用途廃止により、貸付け又は払下げが可能となり施設の有効活用が図られる。

⑦　他の自治体の政策との比較検討
⑧　今後の予定及び施行予定年月日
令和８年３月　石巻市診療所職員宿舎に関する規則の廃止（施行予定年月日：令和８年４月１日）
⑨　その他
・廃止後の利活用方法については、今後検討していく。 ・財産の処分制限期間２２年（令和８年３月末まで）